

令和元年度第6回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和元年9月5日（木）午後1時33分 から 午後2時30分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（22人）

| | | | | |
|---|---|-----|-----|-----|
| 会 | 長 | 13番 | 水柿 | 重壽 |
| 委 | 員 | 1番 | 赤城 | 美子 |
| | | 2番 | 柴 | 保 |
| | | 3番 | 吉田 | 隆一 |
| | | 4番 | 高島 | 敏男 |
| | | 5番 | 齊藤 | 秀樹 |
| | | 7番 | 竹内 | 善美 |
| | | 8番 | 宮山 | 繁治 |
| | | 9番 | 小島 | 栄 |
| | | 10番 | 飯島 | 新九郎 |
| | | 12番 | 坂入 | 進 |
| | | 14番 | 國府田 | 喜久男 |
| | | 15番 | 栗島 | 菊雄 |
| | | 16番 | 稲見 | くに子 |
| | | 17番 | 飯泉 | 孝 |
| | | 18番 | 栗島 | 和子 |
| | | 19番 | 谷島 | 悦夫 |
| | | 20番 | 鳩貝 | 英子 |
| | | 21番 | 小野田 | 勝男 |
| | | 22番 | 関口 | 均 |
| | | 23番 | 吉原 | 一雄 |
| | | 24番 | 齊藤 | 一弥 |

4、欠席委員 6番 水越 修一

5、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、議案

- 議案第 33 号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第 34 号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第 35 号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第 36 号 現況確認証明（非農地証明）について
- 議案第 37 号 買受適格証明願（3条）について
- 議案第 38 号 筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について

4、報告

- 報告第 27 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
- 報告第 28 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告第 29 号 現況確認証明（転用事実証明）について
- 報告第 30 号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

5、閉会

6、農業委員会事務局職員

| | |
|------------------|-------|
| 事務局長 | 山形 浩之 |
| 次長兼農地調整課長 | 田所 秀一 |
| 農地調整課庶務調整グループ副参事 | 菊地 雄一 |
| 農地調整課庶務調整グループ係長 | 渡邊 静香 |
| 農地調整課庶務調整グループ主任 | 倉持 寿和 |
| 農地調整課庶務調整グループ主事 | 堀江 孝明 |

7、会議の概要

議長

只今より令和元年度第6回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。
只今の出席委員は、22名であります。よって定足数に達していますので会議は成立いたします。
なお、欠席の報告がありました委員は、6番・水越委員です。
会議書記に、農業委員会事務局の山形局長、田所次長、菊地副参事、渡邊係長、倉持主任、堀江主事の諸君を指名いたします。
本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。
なお、会期は、本日1日といたします。ご了承を願います。
次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。
筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、16番・稲見委員と17番・飯泉委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3、議案第33号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。
なお、受付番号7番の議案については、除斥がありますので、先に審議いたします。
受付番号7番は、1番議席・赤城委員が関係者となっておりますので筑西市農業委員会会議規則第10条の規定により、除斥を願います。

午後1時37分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局

倉持主任より説明いたします。
議案第33号、農地法第3条の規定による許可について、令和元年9月5日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。
番号：7番、譲受人：筑西市赤浜、譲渡人：筑西市赤浜、申請土地の表示：赤浜字社廻り、台帳地目：畑、現況地目：畑、面積：2,352㎡、外5筆、合計6筆、合計面積7,689㎡、契約内容：代物弁済、譲受人の経営面積688a、従農者数：7(4)、譲渡人の経営面積：288a。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告をお願いします。

小野田
勝男
委員

21番、小野田です。
7番についてご報告させていただきます。譲渡人は、数名の雇用人と野菜を耕作していたのですが、業績が思わしくなくなり、大規模農家である譲受人と代物弁済となりました。問題ないかと思われませんが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議 長

調査委員よりの報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 33 号、受付番号 7 番を採決いたします。

議案第 33 号、受付番号 7 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 33 号、受付番号 7 番は原案どおり許可することに、決しました。

ここで、1 番議席・赤城委員の除斥を解きます。

午後 1 時 40 分 解除

つづいて、受付番号 1 番から 4 番及び 6 番、並びに 8 番から 11 番を審議いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局

倉持主任より説明いたします。

1 番、筑西市関本下、桜川市高久、関本下字新郷、田、田、794 m²、贈与、44a、4 (3)、56a。令和元年 10 月 1 日始期利用権と同日許可になります。

2 番、筑西市鷺島、筑西市鷺島、鷺島字一ツ塚、畑、畑、1,143 m²、外 16 筆、合計 17 筆、合計面積 21,547 m²、贈与、同一世帯、3 (3)、771a。

3 番、筑西市宮山、筑西市宮山、宮山字十三塚、畑、畑、422 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 669 m²、売買、67 a、3 (1)、65a。

4 番、筑西市稲荷、筑西市井上、稲荷字三角、畑、畑、83 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 206 m²、売買、509a、2 (2)、15a。

5 番保留案件となります。

6 番、筑西市深見、桜川市西飯岡、成田字銭倉、畑、畑、241 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 408 m²、売買、77a、4 (4)、4 a。

8 番、筑西市桑山、東京都北区滝野川、桑山字壺番耕地、畑、畑、1,048 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 2,039 m²、贈与、304a、1 (1)、20a。

9 番、筑西市関本下、筑西市関本下、関本下字新道、畑、田、205 m²、売買、172a、3 (3)、54a。

10 番、筑西市関本下、筑西市関本下、関本下字新道、畑、田、101 m²、売買、

121a、3(3)、54a。

11番、筑西市門井、筑西市門井、門井字道満、畑、畑、959㎡、売買、41a、4(3)、92a。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

栗島菊雄
委員

15番、栗島です。

1番、4番についてご説明いたします。8月26日に関城地区の農業委員、農地利用最適化推進委員全員で書類審査をおこないました。まず1番につきましては、譲渡人と譲受人は従兄弟なのですが、譲渡人の親が相続で取得をした土地であり、現在、譲受人の方が土地の管理をしているということで、譲渡人が今後も土地の管理はできないということで贈与となりました。次に4番ですが、こちら譲渡人の方が、今後土地の管理ができないということで、譲受人との売買にいたりしました。問題ないかと思われませんが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長

2番をお願いします。

小野田
勝男
委員

21番、小野田です。

2番、3番の案件についてご報告申し上げます。8月27日に農業委員並びに農地利用最適化推進委員、事務局の皆さんと書類審査をおこないました。2番につきましては、同一世帯でございまして、何ら問題なく許可相当かと判断いたしました。次に3番の案件ですが、前々から、譲受人が耕作をされていたということで、売買の合意にいたったとのことでした。こちらにつきましても、何ら問題ないかと思われまして、皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長

6番をお願いします。

飯泉孝
委員

17番、飯泉です。

6番についてご報告いたします。書類審査、現地の方も見てまいりました。この案件は、以前、一部に芝がはってありまして、保留案件となった所でありまして。今回、その芝を剥がしまして、復元しての申請ということでございました。問題ないと思われまして、皆様方の更なるご審議のほどをよろしく願いいたします。

議長

8番をお願いします。

吉原一雄
委員

23番、吉原です。

先月27日に書類審査をおこないました。後日、譲受人に確認をしてまいりました。渡人は譲受人の祖父の弟でありまして、相続でいただいた農地を実家に

返すということでありました。許可相当と判断してまいりました。皆様方の更なるご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長 9番をお願いします。

栗島和子 18番、栗島です。

委員 9番と10番についてご報告いたします。先月の26日に書類審査をおこないました。後日、受人と渡人の方に電話で確認いたしましたところ、申請に間違いのないとのことでした。更なる皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長 11番をお願いします。

谷島悦夫 19番、谷島です。

委員 11番についてご報告いたします。先月27日に書類審査をおこないました。後日、受人の方に電話で確認をおこないました。何ら問題ないかと思われまます。皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第33号、受付番号1番から4番及び6番、並びに8番から11番を採決いたします。

議案第33号、受付番号1番から4番及び6番、並びに8番から11番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第33号、受付番号1番から4番及び6番、並びに8番から11番は原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第34号「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局 堀江主事より説明いたします。

議案第34号、農地法第4条の規定による許可について、令和元年9月5日提

出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

1番、2番につきまして、近似した申請内容のため、まとめてご説明いたします。

番号：1番、申請人：東京都八王子市鎌水、申請土地の表示：口戸字浦山、台帳地目：山林、現況地目：畑、面積：1,328㎡、転用目的：太陽光発電設備。

申請地は、ひぐち駅の西側約391m、県道結城二宮線の東側約493mに位置する、鉄道駅から500m以内の第2種農地です。候補地の検討がされております。

2番、東京都町田市相原町字大戸、口戸字浦山、畑、畑、1,329㎡、太陽光発電設備。

申請地は、ひぐち駅の西側約391m、県道結城二宮線の東側約493mに位置する、鉄道駅から500m以内の第2種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、周囲で太陽光発電を行っている場所を検討し、今回の申請にいたっております。

3番、筑西市小栗、小栗字新宿、畑、畑、702㎡、農家住宅。

申請地は、県道つくば真岡線の南西側約193m、筑西市立小栗小学校の北側約1.25kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請地には車庫等の建築物があり、是正のため農家住宅の申請をするものです。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

鳩貝英子
委員

20番、鳩貝です。

1番、2番についてご報告いたします。8月26日に、書類審査並びに現地確認をいたしました。その後、電話で確認をいたしました。まず1番につきましては、申請人は住まいと土地の場所が離れておりまして、所有地について日頃より悩んでいたそうですが、太陽光発電という話が持ち上がり、決めたとのこと。許可相当かと思われそうですが、皆様のご審議をよろしく願いいたします。次に2番ですが、お話を伺い、申請内容に間違いないと確認いたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長

3番をお願いします。

飯島
新九郎
委員

10番、飯島です。

3番についてご説明いたします。8月26日に、書類審査をし、協和地区の農業委員、推進委員の全員で確認した結果、問題なしと判断いたしました。事務局のご説明のとおり、間違いありません。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 34 号を採決いたします。

議案第 34 号は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 34 号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 35 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局

堀江主事より説明いたします。

議案第 35 号、農地法第 5 条の規定による許可について、令和元年 9 月 5 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、譲受人：筑西市茂田、譲渡人：千葉県柏市富里一丁目、申請土地の表示：茂田字薬師堂前、台帳地目：畑、現況地目：宅地、面積：41 m²、契約内容：贈与、転用目的：資材置場。

申請地は、県道石岡筑西線の南側約 33m、茨城県西部メディカルセンターの北東側約 1.24 km に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、販売業を営んでおり、既に使用している土地に隣接する申請地を是正のため申請するものです。

2 番、3 番、4 番につきまして、近似した申請内容のため、まとめてご説明いたします。

2 番、山梨県甲州市塩山上塩後、東京都八王子市鎌水、藤ヶ谷字篠山、山林、畑、88 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,378 m²、賃貸借、太陽光発電設備。

3 番、東京都町田市相原町字大戸、東京都八王子市上柚木 2 丁目、藤ヶ谷字篠山、山林、畑、101 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,391 m²、賃貸借、太陽光発電設備。

4 番、山梨県山梨市江曾原、東京都八王子市別所 2 丁目、藤ヶ谷字篠山、山林、畑、129 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,439 m²、賃貸借、太陽光発電設備。

申請地は、県道明野間々田線の南側約 262m、筑西市立関城東小学校の西南西側 1.06 km に位置する、農業公共投資のされていない、小集団の第 2 種農地で

す。候補地の検討がされております。申請者は、太陽光発電で収益を得ており、新たに太陽光発電設備を設置するにあたり申請地が適地と判断し、申請にいたっております。

5番、筑西市藤ヶ谷、筑西市藤ヶ谷、藤ヶ谷字新田、畑、畑、117㎡、使用貸借、農家住宅。

申請地は、県道明野間々田線の北側約254m、筑西市立関城東小学校の西南西側約419mに位置する、農業公共投資のされていない、小集団の第2種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、既存の母屋の離れが老朽化しているため、建て替えを計画するものです。

6番、筑西市布川、筑西市伊佐山、小川字前原、田、田、480㎡、外1筆、合計2筆、合計面積625㎡、売買、自己住宅。

申請地は、県道小川川島停車場線の東側約165m、筑西市立西中学校の西側約1.7kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。6戸連担が確保できます。申請者は、市内のアパートに住んでおりますが、子供の小学校就学に際し、実家近くに住居を構えるべく申請にいたっております。

7番、常総市中妻町、筑西市築地、宮後字裕、畑、畑、227㎡、外1筆、合計2筆、合計面積1,401㎡、使用貸借、盛土による一時転用。

申請地は、県道東山田岩瀬線の南西側446m、筑西市立長瀆小学校の南東側約767mに位置する、農業公共投資のされていない、小集団の第2種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、盛土を行った後、芝を作付する計画となっております。

8番、結城市富士見町四丁目、筑西市塚原、玉戸字山ヶ島、畑、畑、421㎡、売買、自己住宅。

申請地は、国道50号線の南側約244m、茨城県立下館工業高等学校の北側約1.28kmに位置する、農業公共投資のされていない、小集団の第2種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、結城市のアパートに居住しておりますが、手狭になってきたため実家近くに住宅を建築する計画となっております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

飯泉孝
委員

17番、飯泉です。

1番についてご報告いたします。先月、書類審査、現地調査をおこないました。地目は、台帳が畑、現況が住宅となっておりますが、すでに物が置かれておりまして、この案件の受人は、電気店を営んでおりまして、その関係の資材置場ということでございます。許可相当かと思われまます。皆様方の更なるご審議のをよろしくお願いいたします。

議長

2番をお願いします。

竹内善美
委員

7番、竹内です。

2番、3番、4番についてご報告いたします。先月26日に、書類審査をし、現地調査を行いました。その後、賃貸人と賃借人に電話で確認をいたしました。双方ともに間違いのないことでした。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長

5番をお願いします。

齊藤一弥
委員

24番、齊藤です。

5番についてご報告いたします。8月26日に、推進委員、農業委員で書類審査後、現地を確認いたしました。現地は、敷地内に住宅が建っているのですが、お子さんたちが大きくなり手狭となったため、別棟で住宅を建てるということでもあります。現地確認時に、譲渡人本人とお会いしましたので、確認もいたしました。許可相当と思われまます。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長

6番をお願いします。

関口均
委員

22番、関口です。

6番についてご説明いたします。先月26日に書類審査及び現地確認をいたしました。現地は、西側に宅地が広がり、広い場所で問題はなく、また後日、渡人、受人それぞれに電話で確認をし、提出された書類に問題がないことを確認いたしました。よって、当案件は許可相当と思われまますが、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長

7番をお願いします。

小野田
勝男
委員

21番、小野田です。

7番についてご報告いたします。この案件につきましては、現地を確認してきましたところ、土地が低く、水が溜まってしまうような畑と田であり、盛土をして、転用するというございました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長

8番をお願いします。

高島敏男
委員

4番、高島です。

8番についてご説明いたします。去る26日に書類審査、現地確認を行いました。なお、受人と渡人には電話で確認をおこないました。今回の土地は、周りは既に住宅が建っておって、住宅に囲まれた2～3区画の内の一部の売買です。書類にも不備がなく、受人と渡人の方も問題なく話がまとまったそうです。許可相当と思われまますが、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。
議案第 35 号を採決いたします。
議案第 35 号は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 35 号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 36 号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局 堀江主事より説明いたします。
議案第 36 号、現況確認証明(非農地証明)について、令和元年 9 月 5 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。
番号 1 番、申請人：筑西市海老江、申請土地の表示：成井字林跡、台帳地目：畑、現況地目：山林、面積：848 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,143 m²、現況：山林。
県道下妻真壁線の西側約 634m、筑西市立鳥羽小学校の南側約 1.14 km に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し、証明願が出されております。
2 番、福島県いわき市小名浜南富岡字仲之内、小川字本田、畑、宅地、16 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 273 m²、住宅敷地。
申請地は、県道小川川島停車場線の西側約 157m、川島駅の北側約 1.6 km に位置する土地です。
平成 10 年には、農地ではないとして「課税証明」を添付し、証明願が出されております。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告を 1 番よりお願いします。

小野田 21 番、小野田です。

勝男
委員

1 番についてご報告いたします。只今、事務局からご説明がありましたが、山林ということで、大分、木が生い茂っている場所でした。許可相当と判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

2 番をお願いします。

國府田
喜久男
委員

14 番、國府田です。

2 番についてご報告いたします。8 月 26 日に書類審査及び皆で現地確認をいたしました。特に問題はなく、許可相当かと思われ。皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 36 号を採決いたします。

議案第 36 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第 36 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第 37 号「買受適格証明願（3 条）について」を上程いたします。

なお、議案第 37 号は、1 番議席・赤城委員が関係者となっておりますので筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、除斥を願います。

午後 2 時 10 分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局

倉持主任より説明いたします。

議案第 37 号、買受適格証明願（3 条）について、令和元年 9 月 5 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号、申請人、申請土地の表示、台帳地目、現況地目、面積、競売入札期間、願出人の経営面積、従農者数、備考の順に朗読いたします。

1 番、筑西市赤浜、向上野字大内、田、田、1,530 m²、外 2 筆、合計 3 筆、

合計面積3,785㎡、令和元年9月27日から令和元年9月27日まで、688a、5(4)、公売。

提案理由。競売に参加するにあたり、農地法第3条の規定による権利の取得者として不適格でないことの証明を行うものである。なお、当該買受適格証明書の交付を受けた者が、最高価買受申出人又は次順位買受申出人となり、3条許可の申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めた時を除き、許可できるものとする。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告をお願いします。

小野田
勝男
委員

21番、小野田です。
1番についてご報告いたします。申請人は大規模農家であり、何ら問題ないと思われま。皆様の更なるご審議をよろしく願いいたします。

議長

調査委員よりの報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第37号を採決いたします。

議案第37号は、原案どおり買受適格証明(3条)を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第37号は原案どおり、買受適格証明(3条)を発行することに、決しました。

ここで、1番議席・赤城委員の除斥を解きます。

午後2時13分 解除

次に、議案第38号「筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局

菊地副参事、農政課広瀬主任より説明いたします。
議案第38号、筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について、

令和元年9月5日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。内容については、農政課広瀬主任より説明いたします。

農政課の広瀬と申します。よろしくお願ひいたします。変更申出につきまして、お手元の総会資料14ページの一覧表を基に説明させていただきます。また補足資料としまして、各申出内容の位置図、付近状況図、土地利用計画図を掲載しました別紙資料を配布させていただいておりますので、必要に応じまして確認をお願いいたします。それでは、一覧表に基づき説明を始めさせていただきます。

申出番号1番、結城市結城地内の事業計画者による自己住宅設置のための除外申出となります。位置図等につきましては、別紙資料8ページから10ページに掲載してございます。変更の申出地といたしまして、下平塚地内の畑1筆496.25㎡につきましての除外予定となります。

申出番号2番、筑西市山崎地内の事業者計画者による駐車場設置のための除外申出となります。位置図等につきましては、別紙資料11ページから13ページに掲載してございます。変更の申出地といたしまして、山崎地内の田1筆2,853㎡につきましての除外予定となります。

申出番号3番、筑西市小川地内の事業計画者による駐車場設置のための除外申出となります。位置図等につきましては、別紙資料14ページから16ページに掲載してございます。変更の申出地といたしまして、上平塚地内の畑2筆3,386㎡につきましての除外予定となります。

申出番号4番、筑西市八田地内の事業計画者による資材置場設置のための除外申出となります。位置図等につきましては、別紙資料17ページから19ページに掲載してございます。変更の申出地といたしまして、八田地内の畑1筆1,100㎡につきましての除外予定となります。

申出番号5番、栃木県宇都宮市宿郷地内の事業計画者による浸透池太陽光発電設備敷地拡張設置のための除外申出となります。位置図等につきましては、別紙資料20ページから22ページに掲載してございます。変更の申出地といたしまして、布川地内の畑2筆2,767㎡につきましての除外予定となります。

申出番号6番、東京都台東区上野3丁目地内の事業計画者による太陽光発電設備設置のための除外申出となります。位置図等につきましては、別紙資料23ページから25ページに掲載してございます。変更の申出地といたしまして、関本上地内の畑1筆1,500㎡につきましての除外予定となります。

申出番号7番、筑西市関本中地内の事業計画者による自己住宅設置のための除外申出となります。位置図等につきましては、別紙資料26ページから28ページに掲載してございます。変更の申出地といたしまして、関本中地内の畑1筆277㎡につきましての除外予定となります。

続きまして、15ページをご覧ください。

申出番号8番、筑西市舟生地内の事業計画者による農家住宅設置のための除外申出となります。位置図等につきましては、別紙資料29ページから31ページに掲載してございます。変更の申出地といたしまして、舟生地内の畑1筆339.46㎡につきましての除外予定となります。

申出番号9番、栃木県河内郡上三川町上三川地内の事業計画者による自己住宅設置のための除外申出となります。位置図等につきましては、別紙資料32ページから34ページに掲載してございます。変更の申出地といたしまして、舟生地内の畑1筆499.72㎡につきましての除外予定となります。

申出番号10番、筑西市関本下地内の事業計画者による貸駐車場設置のための除外申出となります。位置図等につきましては、別紙資料35ページから37ページに掲載してございます。変更の申出地といたしまして、舟生地内の畑3筆2,217㎡につきましての除外予定となります。

申出番号11番、筑西市成井地内の事業計画者による貸駐車場設置のための除外申出となります。位置図等につきましては、別紙資料38ページから40ページに掲載してございます。変更の申出地といたしまして、成井地内の畑1筆756㎡につきましての除外予定となります。

申出番号12番、筑西市大林地内の事業計画者による駐車場及び資材置場設置のための除外申出となります。位置図等につきましては、別紙資料41ページから43ページに掲載してございます。変更の申出地といたしまして、大林地内の畑1筆384㎡につきましての除外予定となります。

申出番号13番、千葉県野田市木間ヶ瀬地内の事業計画者による太陽光発電設備設置のための除外申出となります。位置図等につきましては、別紙資料44ページから46ページに掲載してございます。変更の申出地といたしまして、松原地内の畑2筆3,241.17㎡につきましての除外予定となります。

申出番号14番、筑西市門井地内の事業計画者による自己住宅設置のための除外申出となります。位置図等につきましては、別紙資料47ページから49ページに掲載してございます。変更の申出地といたしまして、宮後地内の畑1筆499.51㎡につきましての除外予定となります。

続きまして、16ページをご覧ください。

申出番号15番、筑西市海老ヶ島地内の事業計画者による駐車場設置のための除外申出となります。位置図等につきましては、別紙資料50ページから52ページに掲載してございます。変更の申出地といたしまして、宮山地内の畑1筆431㎡につきましての除外予定となります。

申出番号16番、筑西市蓮沼地内の事業計画者による車両置場設置のための除外申出となります。位置図等につきましては、別紙資料53ページから55ページに掲載してございます。変更の申出地といたしまして、蓮沼地内の畑1筆1,146㎡につきましての除外予定となります。

以上、下館地区5件、関城地区5件、明野地区5件、協和地区1件、合計16件の申出となっております。面積といたしまして「田4,737.00㎡」、「畑17,156.11㎡」、「合計21,893.11㎡」を農用地区域から除外する方向で検討しております。また、総会資料に記載された各変更申出につきましては、筑西市農業振興地域整備推進協議会の提言を基に市長の承認を既に得ており、併せて茨城県からも農用地区域の変更に対する同意の見込みをいただいております。なお、土地改良区等の関係機関との事前調整につきましても農用地区域の変更に対し、「同意の見込み」との意見をいただいていることを申し添えさせて

いただきます。私からの説明は、以上になります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会・吉原委員長より審議の報告をお願い致します。

吉原一雄
委員長

本日、午後1時10分より農政企画審議会を開催し、議案第38号筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について協議・検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことを報告いたします。

議 長

吉原委員長より農政企画審議会の報告がありました。
議案第38号について、ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第38号を採決いたします。

議案第38号は原案どおり、筑西農業振興地域整備計画の変更について、同意の意見書を交付することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第38号は原案どおり、筑西農業振興地域整備計画の変更について、同意の意見書を交付することに、決しました。

次に、日程第4、報告第27号から第30号を、事務局より説明願います。

事務局

田所次長より説明いたします。

報告第27号、農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、令和元年9月5日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の特例事業のために売買により農地を取得するものです。

報告第28号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、令和元年9月5日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

市街化区域内の権利移動に伴う農地転用届出です。資材置場1件、住宅敷地2件、自己住宅4件、駐車場及び進入路1件、公衆用道路1件、合計9件です。

つづきまして、報告第29号、現況確認証明(転用事実証明)について、令和元年9月5日提出・筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

します。

転用許可を受けた自己住宅、店舗等建築物の建築を目的とする転用事業で、事業計画通り供しているものについては、農業委員会事務局の専決処分により交付できるとありますので、令和元8月9日専決で証明書を発行いたしました。

報告第30号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、令和元年9月5日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について、通知のあったものです。報告件数は10件です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて令和元年度第6回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和元年9月5日

議 長

署名委員

署名委員